



経済産業省  
地域×スポーツクラブ産業研究会  
第1次提言 概要版

# 目次

## 本提言の構成

**第1章**            2つの問題意識と、4つの関連論点

**第2章**            議論のベンチマークとした、国内外の先行事例

**第3章**            地域スポーツクラブを軸に描きうる  
社会システム像と、検討すべきポイント

# 本提言の構成

## 前提

本提言は、2020年10月から2021年3月にかけて10回にわたって議論した内容を、中間的にまとめたもの。

今後、経済産業省「未来の教室」実証事業のなかで、本提言で示した「未来に向けたラフ・スケッチ」を現実のものとするためのフィージビリティ・スタディ（FS）を7月以降、公募に基づいて進める。

この第1次提言の内容と、FSでの検討内容を、スポーツ庁スポーツ審議会における第3期スポーツ基本計画の策定論議にも反映されるよう、働きかけていきたい。

## 各章の概要

### 第一章

本研究会の議論の出発点となった「2つの問題意識」を紹介

1. 「サービス業としての地域スポーツクラブ」を核とした産業クラスターの可能性
2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題

サービス業としての地域スポーツクラブの可能性を考える際に重要な「4つの関連論点」を提示

1. 【資金循環】トップスポーツの成長産業化による、スポーツ資金循環の創出
2. 【活動場所】自治体とスポーツ産業とそれぞれの、施設運営・改修負担の緩和
3. 【指導者】プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者の確保
4. 【派生需要】リアルとデジタルが融合した「総合放課後サービス業」への発展

### 第二章

国内外の先行事例を紹介（10事例）

- 欧州のプロサッカークラブ傘下のクラブ
  - 日本で大学施設を中心にして生まれた全く新しいクラブ
  - 中学校の体育施設を活用したクラブ
  - 地域の企業・個人に支えられスタジアムを活用するクラブ
  - 自治体主導の部活動改革モデル
- 等

### 第三章

地域スポーツクラブを軸に描きうる社会システム像と、検討すべき5つのポイントを提示

1. 「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化
  2. 全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を
  3. 「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立
  4. 学校の「複合型施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供
  5. スポーツ機会保障を支える、資金循環の創出
- 等

加えて、より広義の「スポーツ産業」全体で、トップスポーツの成長と地域スポーツの成長を車の両輪として考える必要性を提言（たとえば、トップスポーツの興行収入、選手・チームの肖像権やデータを用いたゲーミングやエンタテインメント、Sports-Tech、フィットネス・ヘルスケア、スポーツ用品の開発・販売等の広がり）

## 第1章 2つの問題意識と、4つの関連論点

# 2つの問題意識と、4つの関連論点

## 2つの問題意識

### 1. 「サービス業としての地域スポーツクラブ」を核とした産業クラスターの可能性

- 欧州では地域社会・経済のエンジンと呼びうる「**地域スポーツクラブ**」が存在。日本においても「無償ボランティア」頼みではなく、地域に根付き、**裾野の広い「新しいサービス業」を生み出し、成長軌道に乗せるための手立てを**考える必要。

### 2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題

- **ジュニア世代の主なスポーツ機会である学校部活動**は、教員の過剰労働問題等により、**持続可能性に黄色信号**。
- 休日部活動の段階的な地域移行方針は文科省から通知されるも、**その後の全体像と道筋は未だ不透明**。

## 4つの関連論点

### i 資金循環-トップスポーツの成長産業化による、スポーツ資金循環の創出-

- 世界のDX潮流に乗れていない日本のトップスポーツは成長に課題。トップスポーツが稼ぎ、その収益や人材が地元でスポーツの裾野を広げ、さらに地元のプロスポーツの成長に繋がるという「**資金・人材の太い循環**」の構築の可能性。

### iii 指導者-プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者の確保-

- 指導者を質的にも量的にも確保する必要。学校教員や元アスリートの、**スポーツ指導者としての学習機会確保や資格の活用、学校教員の兼職・兼業**に課題。

### ii 活動場所-自治体とスポーツ産業それぞれの、施設運営・改修負担の緩和-

- 施設老朽化・少子化が進む中、学校施設や社会体育施設は更新・再編が必要。一方、**自治体財政は逼迫し、スポーツクラブ産業の側も施設運営・改修負担に課題**を抱える。民間資金を活用したwin-winの合理的な再整備に課題。

### iv 派生需要-リアルとデジタルが融合した「総合放課後サービス」への発展-

- 学校ICT環境とEdTechの普及により、従来サービスの「コモディティ化」に対する不安や、施設維持負担を抱える**学習塾等と、スポーツクラブ産業とが融合した総合放課後サービス**が生まれる可能性。

## 第2章 議論のベンチマークとした、国内外の先行事例

# 海外・国内の先行事例- 1

## 欧州のプロサッカークラブ傘下のクラブ(フレンズ・オブ・シント＝トロイデン)

### 概要

「フレンズ・オブ・シント＝トロイデン」は、ベルギーのプロサッカーチームである「STVV（シント＝トロイデンVV）」傘下の地域クラブ。

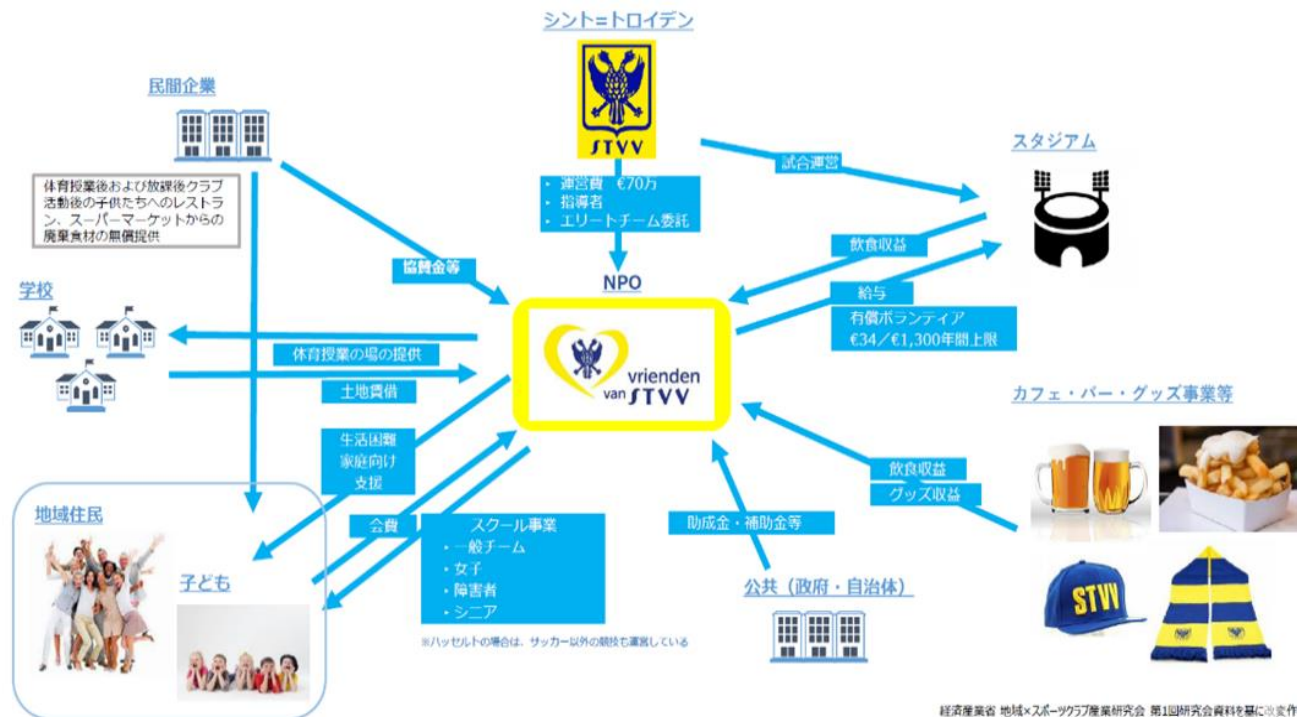
スクール活動による会費収入に加え、スタジアム運営の際の飲食・グッズ販売の収入など多様な財源を有している。

また、ベルギーにはプロサッカー選手が所得税を納めた際に8割が所属クラブに還付され、その資金を若年層の育成に支出することを義務づける制度があり、「シント＝トロイデン」から、この税制を原資とした投資も受けている。

### 詳細

「シント＝トロイデン」からの資金的・人的環流を受けてスクール活動を展開。さらに、自治体からの補助金等を受け、会費を払ってスクールに通うことが難しい経済的に困難な家庭の子どもへの支援も実施している。

また、スタジアムは、ホテルやショッピングモール、イベントスペース、スポーツクラブやオフィスや大型駐車場も入る複合施設であり、試合日以外も収入がたつ構造。スタジアム内の飲食店の経営などの事業を担当。大きな収益源となっている。



経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1回研究会資料を基に作成

<NPO法人フレンズ・オブ・シント＝トロイデン ステークホルダー関係図>

# 海外・国内の先行事例- 2

## 欧州の原点に学ぶ日本のクラブ(YC & AC 横浜カントリー & アスレチッククラブ)

### 概要

公益財団法人横浜カントリー & アスレチッククラブは150年の歴史を持つクラブであり、現在も約550人の会員を抱え運営されている。

欧州の地域スポーツクラブの原点に学んだ地域スポーツクラブとして、クラブ内で複数のスポーツが楽しめるほか、レストラン・バー・ボールルームなども存在している。

会費収入とともに、これらのサービスの事業収入が収入の大部分を占め、クラブハウスは地域のコミュニティ拠点となっている。

### 詳細

欧州では、広大な土地に複数の施設等があり、クラブハウスには宿泊施設等完備されているスポーツクラブが昔から存在する。

地域住民の充実したスポーツ環境の基盤となっており、子どもの頃から通い、大人になっても生涯スポーツや人的交流の場になる。

日本でも、こうした欧州の原点に学ぶクラブがある。地域住民の自主的運営や運営費の獲得努力により、毎年数億の収益をあげるスポーツクラブである、横浜カントリー & アスレチッククラブなどが好例。

#### <公益社団法人 横浜カントリー & アスレチッククラブ>

- 会員数：550人(投票権を有する数)
- 家族会員 & 一般：18,000円/月<sup>1)</sup>  
(クラブへの貢献度等により変動あり)



<YCAC横浜カントリー & アスレチッククラブ>



# 海外・国内の先行事例- 3

## 日本のBリーグ（プロ・バスケットボール）のクラブが主催するスクール事業

### 概要

Bリーグでは、各クラブにおいて、スクール事業を展開。

スクール事業は貴重な収益源であり、売上高およびクラブの営業収入全体に占める割合のいずれも上向きに推移。

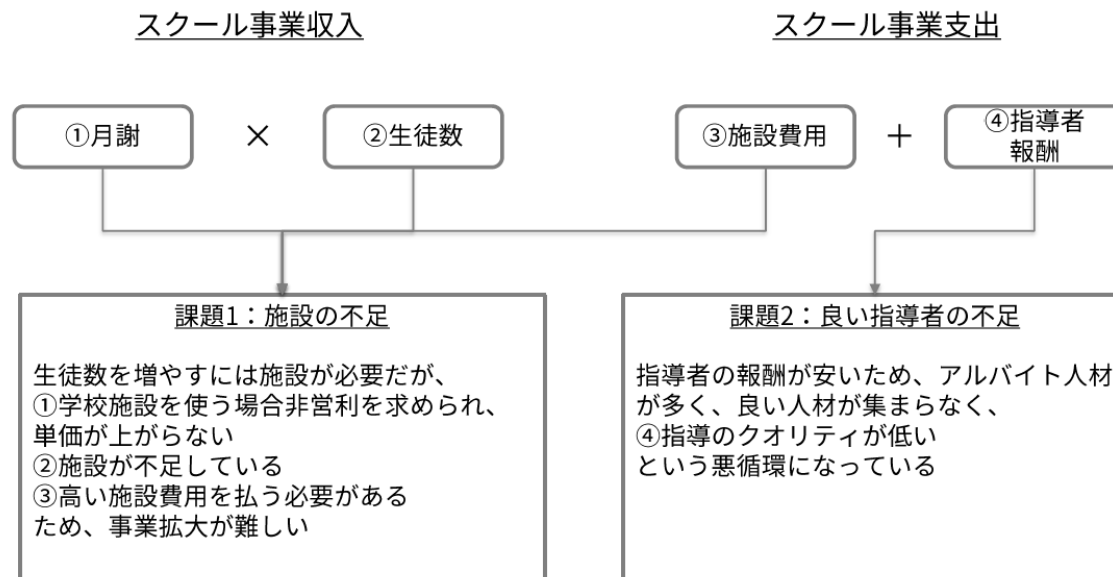
スクール事業は一部の子どもたちの部活動の受け皿となっており「社会貢献的な意義」が大きい。

一方で、「安価に安定的に利用できる施設の不足」が事業拡大のボトルネックとなり、「指導者報酬とクオリティを向上させる上での限界」が生じている。

### 詳細

「楽しく、正しく学べる」という理由で、「厳しさ」前提の学校部活動ではなくスクールに通ってくる子どもたちも多い。プロクラブにとって、地域内の分厚いファン層を育てる観点からも、ユニフォーム購入や親子観戦によるチケット購入に潜在的に貢献する観点からも、「経営面でのインパクト」を与えている。

一方で、スクール事業では、事業拡大を行い「指導者報酬とクオリティを向上」する必要があるが、生徒数を増やそうにも、多くの自治体において学校施設を使う場合の条件として「非営利であること」が求められるため使える施設に制約がある状況の解消が必要（旧スポーツ振興法の理念の残滓が今も各自治体に残る問題）。



# 海外・国内の先行事例- 4

## 大学のスポーツ施設や指導者を活用したクラブ(ワセダクラブ)

### 概要

ワセダクラブは、早稲田大学内部に2003年に設立されたNPO法人。

早稲田大学が保有する施設や知的資産を活用し、大学の体育会各部や協賛企業とも連携しながら運営。

設立当初はスポンサー収入が多くを占めていたが、最近ではスクールの会費収入が収益の大部分を占めるように転換。

大学の施設の空き時間を利用して活動を行っており、安定的な活動場所の確保が課題。

### 詳細

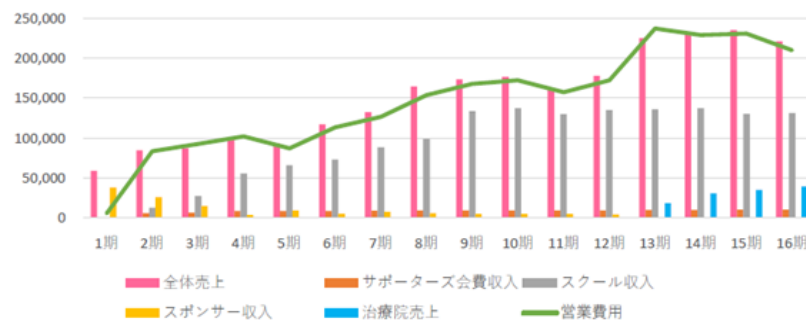
設立後、クラブ内の競技数は徐々に増え、現在では子どもと大人を合わせて2000人程度が在籍。

子どもの競技は16競技（ラグビー・サッカー・チアリーディング等）、大人の競技は9競技（ラグビー・アメフト・ゴルフ等）。

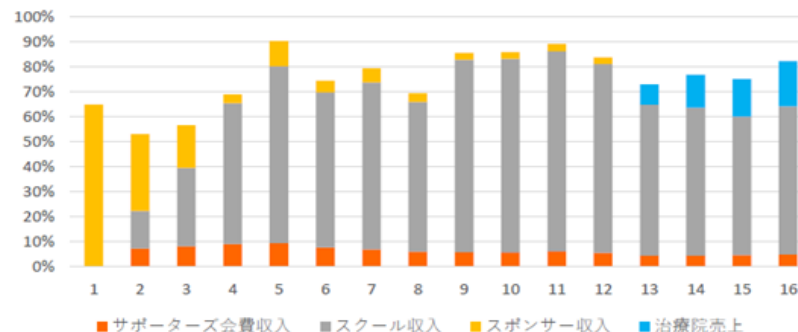
従事者は、早稲田大学生によるアルバイトが大半を占める。

2005年にワセダクラブ北信越支部、2009年には関西支部を設立。2015年にはリハビリを中心とした鍼灸接骨院を立ち上げ、2020年からは学習塾も開業し、収益源を多角化。

2013年~2019年財務状況



収益構成比



<ワセダクラブの財務状況、収益構造>

# 海外・国内の先行事例- 5

## 学校施設を社会体育施設化して活用するクラブ(ソシオ成岩スポーツクラブ)

### 概要

「ソシオ成岩スポーツクラブ」は、「学校の部活動」から「街の部活動」へ移行し子供たちを地域ぐるみで育てるべく、1995年に学校と地域とが連携して立ち上げられた。

2002年に法人化。会員（ソシオ）が持ち寄る協賛会費が財政基盤。

また、2003年に、成岩中学校の学校体育施設の建て替えにあたり、これをクラブハウスを併設した「社会体育施設」として整備。市から指定管理者としての収入を得ながら運営。

### 詳細

当初はボランティア主体で始められたものの、現状では売上高年間7,000万円規模の事業体に。

地域住民の13%にあたる約2900名のソシオ（協賛会員）が持ち寄る協賛会費が財政基盤となっており、国内外のトップスポーツを経験した元アスリートを含む5名の常勤スタッフを雇用し（加えて53名のボランティアスタッフも）、経済的に恵まれない家庭の子供たちへのクラブ扶助制度も有する。

いくつかの種目ではアスリートによる質の高い指導を受けるプログラムも実施している。

クラブで育った子供たちが「引退」することなく大人になり、指導者としてクラブに戻ってくる好循環も生まれている。

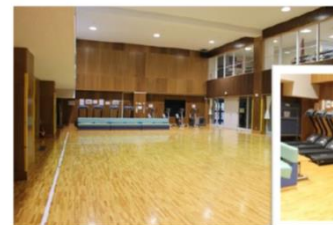
■学校とクラブハウス



クラブハウス内部 ↑スカイアリーナ（共同利用）

↓メインアリーナ（共同利用）

↓スタジオ



non profit organization  
So:io NARAWA SPORTS CLUB

<ソシオ成岩スポーツクラブ 施設>

# 海外・国内の先行事例- 6

## フィットネス企業が指定管理者として管理運営するクラブ(ヴィスポことひら)

### 概要

ヴィスポことひらは、香川県琴平町の総合型地域スポーツクラブ。

コナミスポーツが、体育館や屋外グラウンド等を指定管理者として運営管理する他、総合型地域スポーツクラブの運営も担う形でマネジメント。

自治体は民間企業の施設運営ノウハウ、質の高いサービスを楽しむとともに財政負担の軽減を狙い。

コナミスポーツはスポーツクラブ会員からの月額利用料収入を確保しつつ、インストラクター養成プログラムを導入しつつサービスを実現することで自治体のニーズに応える。

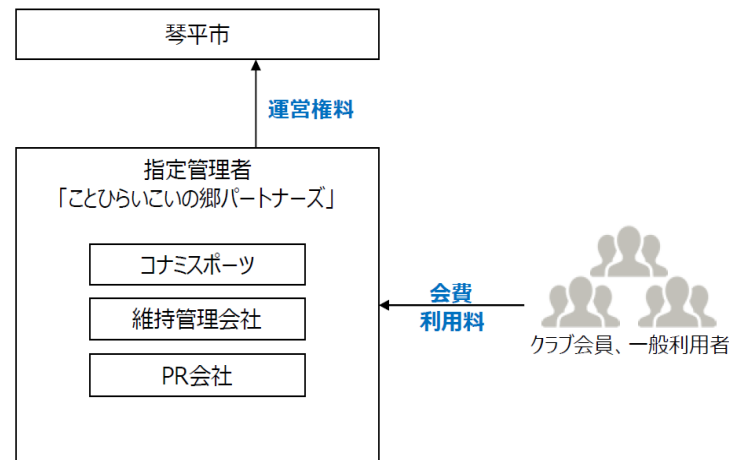
### 詳細

ジュニア世代向けには小学校の水泳指導や高校の部活動指導、さらに近隣の地元宿泊施設と連携して地域外クラブの合宿誘致も展開し、シニア世代向けには介護予防のための運動指導等、幅広い事業を展開している。

町民の6.3%に当たる900名の町民が会員であり、地域コミュニティの交流の場として機能している。



運営スキーム：指定管理者 ※事実上のコンセッション



<ヴィスポことひら 外観・運営スキーム図>

# 海外・国内の先行事例- 7

## スタジアムを活用し、地域企業・住民が支えるクラブ(アザレアスポーツクラブ)

### 概要

アザレアスポーツクラブは、ラグビーワールドカップ2019のレガシーとして2018年11月に設立された総合型スポーツクラブである。

地域共生を理念として掲げており、エコパスタジアムという地域のシンボルを拠点に活動している。

スポンサーには静岡銀行や静岡新聞をはじめとした地元企業が多い。

年会費により持続可能な経営基盤を確保している。

### 詳細

スポーツクラブ・大学・医療機関・企業・行政の協働によるまちづくりの実現を目的に、「複数のトップレベルスポーツを持つ地域スポーツクラブとしての潜在価値を地域と共有すること」を存在意義として掲げるクラブ。

「女性と子ども」に特化して事業を展開していることが特徴。

### ■AZSCスポンサーおよび後援会法人会員 (2020年9月末現在)

SPONSOR		後援会 法人会員	
GOLD PARTNER	静岡銀行                      静岡新聞 SBS                      Suzuyo YAMAHA                      YAMAHA	株式会社豊川                      東映グループ	AZSC
SILVER PARTNER	NEFFUL                      丸明建設株式会社                      RSTC アザレア・スポーツクラブ後援会	おいもや                      アズレシア ザンクNETS                      緑ろくろ	
OFFICIAL PARTNER	株式会社 アズレシア・サービス                      滋州トラック 滋州中央病院                      アズレシア SWITCH                      滋州バス株式会社	おの其農産物                      アズレシア 滋州中央病院                      アズレシア	
OFFICIAL SUPPLIER	adidas                      X-PLSION. TOELL                      max CRANKON COSMETICS	STUDIO ONE                      Yamaguchi Design	
REGIONAL PARTNER	静岡市立総合病院                      静岡産業大学	滋州中央農業協同組合                      滋州グランドホテル カフセキ機工庫 新三和製作所 新田建設 つばきリゾート野の郷 トヨタ緑産所 HAREL 様 新田田工所 新田田保産所 新田田保産所	

＜アザレアスポーツクラブのスポンサー一覧＞

# 海外・国内の先行事例- 8

## 外部指導者がマネジメントする学校部活動クラブ(聖学院中学校高等学校)

### 概要

聖学院中学校高等学校は、教員の働き方改革を進める上で、部活動改革を開始。

一部の部活動に対してリーフラスを通じて外部指導員を入れ適正な対価を支払う。

教員の労働時間や精神的負担が軽減され、生徒からも「競技の実力や成長意欲が上昇した」との声。

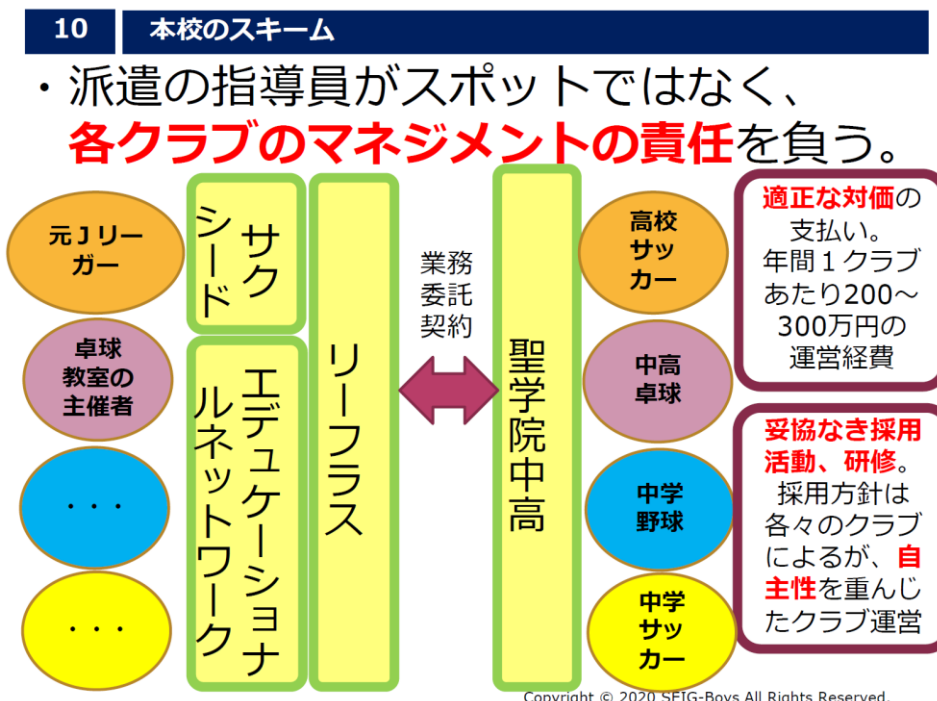
一方で、1クラブ当たりの年間運営経費は200～300万円であり、システムを継続的に回すための学校における資金集め的手段を模索する必要性が問題意識として示された。

### 詳細

外部指導員がスポット指導の形で支援するだけでなく、学校側から適正な対価を支払い「各クラブのマネジメントを行う」というレベルで業務を担う契約。

指導中に問題が生じた場合にはリーフラス側に損害賠償を請求できる契約であるため、これまで顧問として負担を感じてきた教員は、安全配慮義務から開放された。

継続性を担保するためにも、十分な資金の確保の必要性が示された。



＜聖学院中高等学校のクラブ活動改革スキーム＞

# 海外・国内の先行事例- 9

## 企業支援型の学校部活動クラブ(沖縄県うるま市教育委員会)

### 概要

2017年2月より沖縄県うるま市では学校部活動の民間委託モデルを開始した。

スポーツデータバンクが事業設計や指導者派遣・管理を行い、指導者が学校現場でクラブ指導に当たっている。

自治体からの予算ではなく、地域企業等からの支援で運営されるという特徴を持つ。

ジュニア世代との接点づくりに興味を持つ「県内プロスポーツチーム」と自社ブランディングに価値を感じる「地元企業」が主な支援者である。

今後は、学校内での企業広告を含めた企業協賛モデルの構築を目指す。

### 詳細

企業が学校内でのPRやサンプリングを実施することを条件に協賛するモデル。こうした協賛の賛同した地元企業等による支援の上で運営されており、スポーツデータバンクが関係者を束ねるコーディネーターを担っている。

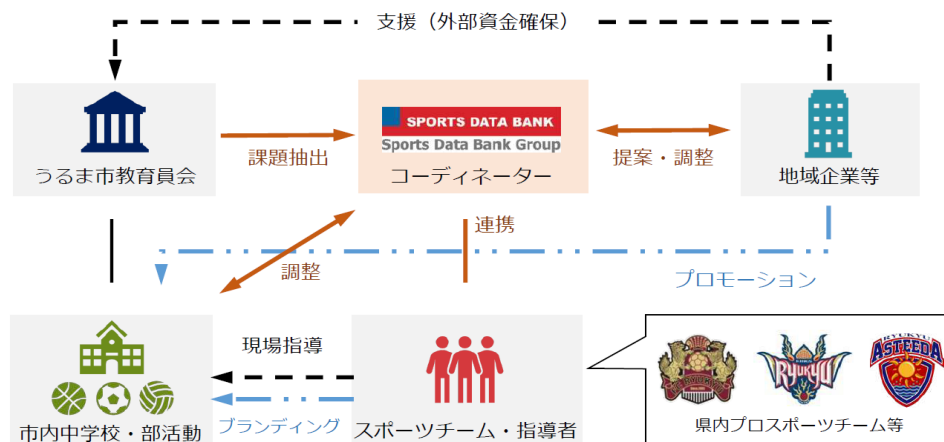
企業がCSRのみを目的として学校部活動クラブ支援を行うのは現実的でない中、学校内での企業プロモーションを許して支援を引き出す、現実的な仕組みの構築を目指している。

### Ver.3.0 民間委託モデル

スポーツデータバンクグループ

#### 学校・部活動を中心とした地域活性化モデル

【 沖縄県うるま市の事例 】



<沖縄県うるま市での民間協賛型部活動>

# 海外・国内の先行事例- 1 0

## 地域内での合同部活動モデル(磐田スポーツ部活：静岡県磐田市教委)

### 概要

磐田スポーツ部活は、静岡県磐田市において中学生のスポーツ活動の機会充実と教職員の負担軽減、学校部活動の枠を超えた企業や大学等地域とのスポーツ連携の促進を目的に3種類の事業を展開している。

自治体主導で企業や大学等と連携した地域部活動のモデル事業を実施している。

磐田市が、各競技の指導者との連絡調整を行うとともに、保険加入や大会出場手続き、学校行事等にも配慮した日程調整を行うことで運営されている。

### 詳細

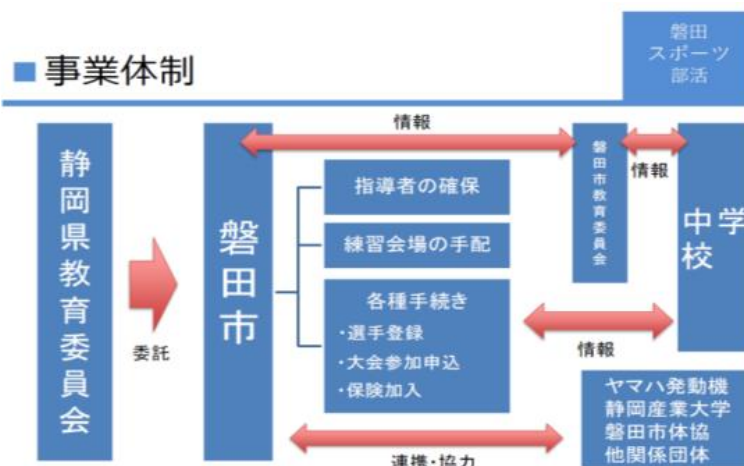
自治体主導で企業や大学等と連携した地域部活動のモデル事業を実施。

社会体育施設や企業保有施設を活用しており、「部活」として陸上競技とラグビー、「スポーツ塾」として卓球や男子バレーボール等の指導を実施。

ラグビーでは地元のプロクラブの指導者が指導、陸上競技部では、大学陸上部OBが指導を担当。

ヤマハ発動機、静岡産業大学、磐田市体育協会などの地元企業・大学が連携・協力。

区分	概要
部活	学校に希望する部活がない生徒に対して、活動の場を定期的に提供するため、必要な合同部活を設置する。
スポーツ塾	学校の部活に所属している生徒、あるいは他の部活で活動しているが興味・関心がある生徒を対象に、競技レベルに応じた専門的な指導を行う。
体験教室	新たなスポーツの体験を希望する生徒に対して、学校部活の他に、スポーツ教室等を開催する。





## 第3章 地域スポーツクラブを軸に描きうる社会システム像と、検討すべきポイント

# サービス業としての地域スポーツクラブを可能にする社会システム

課題：大人の「生涯スポーツ」やジュニア世代の「学校部活動」の担い手のほとんどは**無償ボランティア頼み**。サービス業として成立せず、持続可能でなく、成長機会の損失も大きい現状。

## サービス業としての「地域スポーツクラブ」

プロスポーツ・フィットネス・教育産業・学校法人など様々な運営主体による新業態として、**有償で、学校施設や社会体育施設を活用し、サービス業として成長できる地域スポーツクラブ**。

### 【大人世代向け】 生涯スポーツ・健康・社交の場







### 【ジュニア世代向け】 学校部活動に代わる活動の場



### 【考える、クラブの多様な収入源】

- ・ 会費収入、自治体からの指定管理者収入・業務委託収入
- ・ パーソナルトレーニングやヘルスケアのサービス
- ・ カフェ・レストラン、生涯学習サービス等の運営
- ・ **トップスポーツクラブからの資金・人材の環流** 等

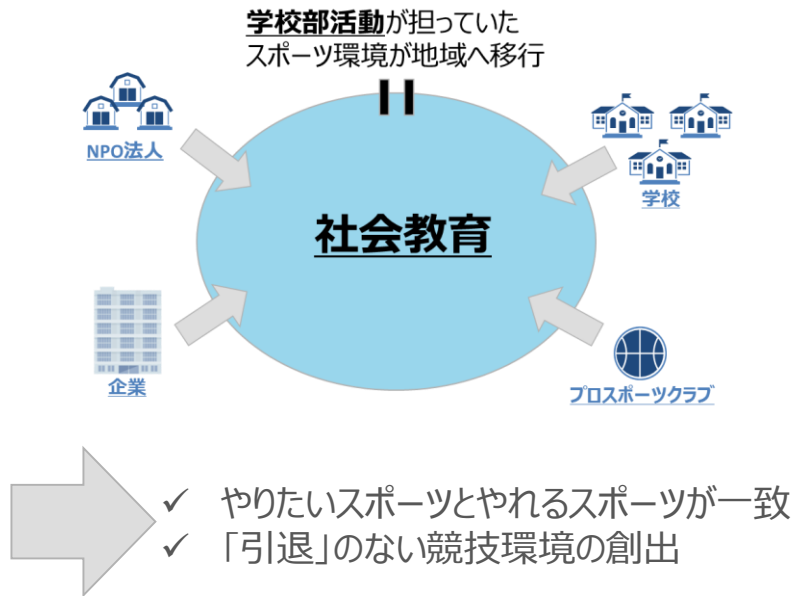
## 新しい社会システムに必要な5つのポイント

- 1** 【「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化】  
(企業・NPOも担える「社会教育」と整理)
- 2** 【全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を】  
(各競技団体・中体連・高体連に要請)
- 3** 【「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立】  
・各競技団体での指導資格取得義務化  
・学校の兼業規制の緩和 
- 4** 【学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供】  
・フィットネス産業・プロスポーツ等のPPP参画による公共施設整備・共同利用の促進  
・学校施設等整備の自治体向け補助金の執行の工夫  

- 5** 【スポーツ機会保障を支える資金循環の創出】  
  
・スポーツ振興くじtotoの収益性向上（インプレイくじの検討）  
・スポーツベッティングの可能性  


# 提言 1 : 「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化

- 学校部活動はそもそも「社会教育」（学校でも企業やNPOでも担いうる機能）であることの確認が必要。学校部活動は、①社会教育法上の「社会教育」の定義「学校教育課程外の組織的な教育活動」に該当するはずだが、②文科省の事務連絡には学校部活動は「学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動」と記載されている。この「曖昧さ」は、地域移行を考える学校現場や、受け皿を担いうるスポーツクラブ産業の判断を迷わせないだろうか。
- 文科省は昨年「休日部活動の段階的地域移行」「長期的には地域に移行すべき」との見通しを出したが、そもそも、①学校部活動は「社会教育」である旨を明確にし、②学習指導要領からは部活動の位置づけを外し（曖昧さを解消）、③平日も含めて地域移行する具体的方針も明確にすることが必要ではないだろうか。

## 学校も企業もNPO等も担いうる『社会教育』へ



## 学校部活動の地域移行後の「受け皿」となる 地域スポーツクラブの分類イメージ

	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<b>一般法人クラブ</b> ・株式会社、地域のNPO法人や一社・一財法人等（自治体関与型を含む）等が運営	<b>【A類型】</b> 多くのプロスポーツチーム参加のスクールや総合型スポーツクラブの発展型  例) 第2章で示した先行事例では、フレンズ・オブ・シント＝トロイデン（1）、YC&AC（2）、Bリーグスクール事業（3）、ソシオ成岩スポーツクラブ（5）、ヴィスポことひら（6）、アザレアスポーツクラブ（7）のイメージ	<b>【B類型】</b> 学校が部活動運営を外部委託する形態等  例) 第2章で示した先行事例では、聖学院中学校高等学校のリーフラスへの部活動外部委託（8）のイメージ
<b>学校関連法人クラブ</b> ・学校法人や、それが関与する法人が運営	<b>【C類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営  例) 第2章で示した先行事例では、ワセダクラブ（4）のイメージ	<b>【D類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営

※なお、いずれの類型においても、スポーツ指導を学んだ教員も指導者として兼業参画可能であることを想定。

# (参考) 社会教育法の定義、学習指導要領における部活動の記載

## ■『社会教育』の定義

### 社会教育法

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「**社会教育**」とは、**学校教育法**（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）**に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。**

## ■学習指導要領上の位置づけ

### 中学校学習指導要領（平成29年3月）

総則 第1章第5の1のウ

ウ **教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、**

- ・ **スポーツや文化、科学等に親しませ、**
- ・ **学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの**

であり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、**持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。**

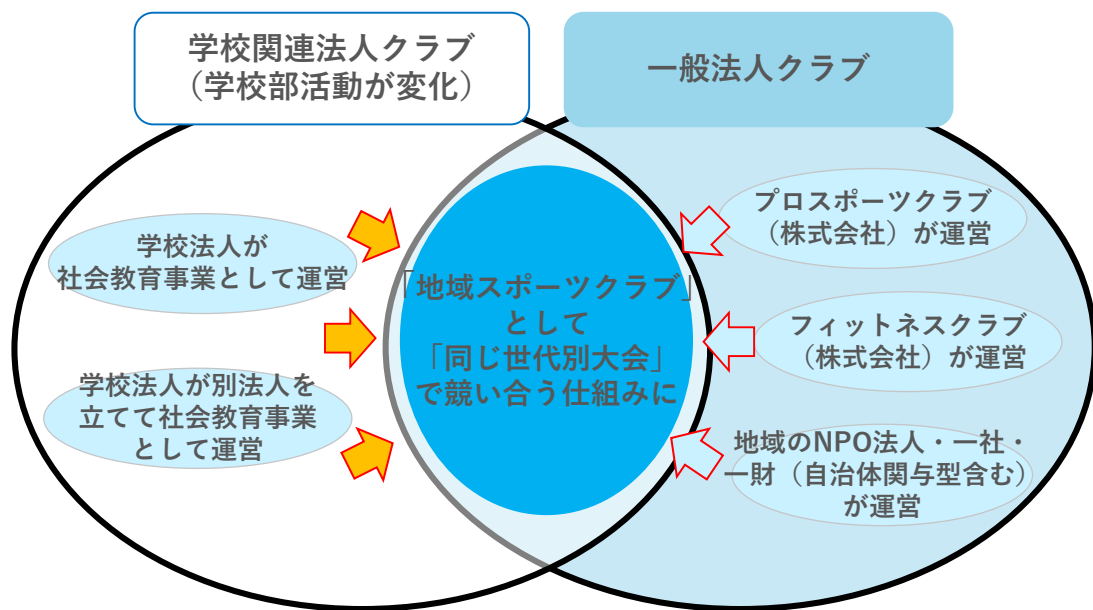
**“学校部活動の地域移行を本当に進めるのであれば、学校部活動は「必ずしも学校が提供する必要はない、企業やNPO等でも学校でも担いうる社会教育活動である」旨を明確にし、少なくとも学校の教育課程を定める文書である学習指導要領の中での位置付けを外すなど、文部科学省による明快な整理が必要ではないだろうか。”**

(第1次提言P.25抜粋)

# 提言2：全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を

- 中高生の参加する既存のスポーツ競技大会の多くでは、「学校部活動」単位でなければ参加できず、「地域スポーツクラブ」単位での参加が認められていない。
- しかし、（提言1で整理したとおり）学校部活動が「社会教育」と整理されるのであれば、学校部活動も地域スポーツクラブの一類型に過ぎないといえよう。その場合、大会参加資格を運営主体の別によって「学校単位」に限る合理的理由はないのではないか。
- 学校部活動の地域移行に伴い、全ての中央競技団体（NF）や中体連・高体連の連携により、①既存の学校部活動単位縛りの大会の「世代別大会への変更」や、②「新しい世代別大会の設立」が進められるべきではないか。

【再掲】学校部活動の地域移行後の「受け皿」となる地域スポーツクラブの分類イメージ



	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
一般法人クラブ ・株式会社、地域のNPO法人や一社・一財法人等（自治体関与型を含む）等が運営	<b>【A類型】</b> 多くのプロスポーツチーム参加のスクールや総合型スポーツクラブの発展型  例）第2章で示した先行事例では、フレンズ・オブ・シント＝トロイデン（1）、YC&AC（2）、Bリーグスクール事業（3）、ソシオ成岩スポーツクラブ（5）、ヴィスポことひら（6）、アザレアスポーツクラブ（7）のイメージ	<b>【B類型】</b> 学校が部活動運営を外部委託する形態等  例）第2章で示した先行事例では、聖学院中学校高等学校のリーフラスへの部活動外部委託（8）のイメージ
学校関連法人クラブ ・学校法人や、それが関与する法人が運営	<b>【C類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営  例）第2章で示した先行事例では、ワセタクラブ（4）のイメージ	<b>【D類型】</b> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営



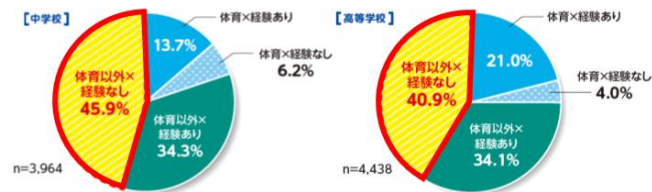
✓ 大会運営に民間ノウハウを活用し、教員の無償ボランティアも解消へ

# 提言3：「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立

- スポーツ指導を体系的に学んでいない者による指導の常態化、ハラスメント問題など、一定のクオリティの指導者の確保をめぐる課題が山積。また、学校教員等の「事実上の無償ボランティア」で犠牲と無理を重ねてきたスポーツ現場は限界。「スポーツは、有資格者が、有償で指導する」システムに抜本的に設計し直すべき段階（スポーツ指導で生計を立てられない構造の解消）。
- また、優れたスポーツ指導者の資質をもつ学校教員が、地域スポーツクラブにおいてスポーツ指導を有償で兼職・兼業しようにも、「理屈上は兼業可能だが、事実上許可されない」現状を改める工夫が必要。

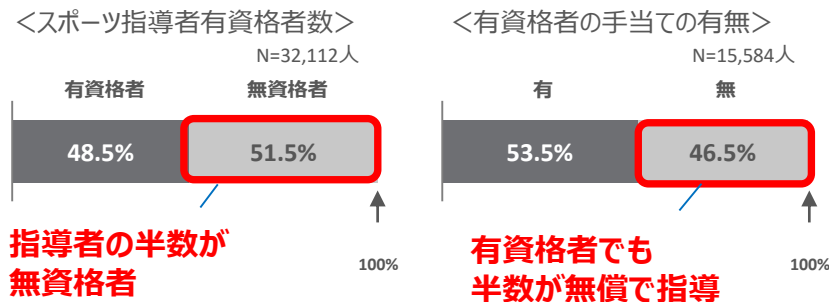
## 現状

### ■ 学校運動部活動指導者の担当教科と競技経験の有無



部活動指導者の半数近くが競技経験無し

### ■ 総合型地域スポーツクラブ指導者の有資格者数と手当の有無



指導者の半数が無資格者

有資格者でも半数が無償で指導

## 目指す姿

### プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者市場の構築

- スポーツ指導には競技に関する知識・技術のみならず、安心・安全に関する知識やコミュニケーション能力などが必須。「資質能力を担保するに足る育成システムの下で学んだ有資格者が指導する」という体制を作ることが必要
- 既存の日本スポーツ協会(JSPO)の公認指導者資格の活用拡大は勿論、進化する民間のライセンス制度や育成メソッドとの連携や、EdTechツールとしての成長も

### 学校教員の「兼職・兼業」（「可能だが実際は許可されない」状態の脱却）

- 文部科学省からは、教員の兼職・兼業は「許可を得れば可能」という通知が出ており、制度上は可能ではあるが、「実際に許可を得るのは、相当困難なはず」という現場の声

### クラブの法人格・経営人材・ライセンスなどの基盤整備



LICENSE

『スポーツ指導では生計は立てられない』という構造を解消

# 提言4：学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供

- ▶ 学校体育施設は、自治体毎の条例や規則等により『営利目的』の団体の使用を禁止している例も多く、スポーツクラブ産業がスクール事業などを行う際に安定的な活動場所として確保することが難しい。旧スポーツ振興法の残滓（「営利のためのスポーツを振興するものではない」）をひきずり、スポーツ基本法の理念が反映されないままの自治体条例の改正を促すことが必要ではないか。
- ▶ 少子化が止まらない中での学校施設の建替え・再編に際し、稼働率向上・収益力向上がカギではないか（たとえば全ての学校に「低稼働率な屋外プール」は不要、メリハリのある施設整備が必要）。
- ▶ ①学校体育施設の「社会体育施設化」、さらに、②学校施設管理の（教育委員会から）首長部局への移管と、商業施設（カフェ等）・オフィスの入居も前提にした「複合施設化」、③手段としてPPP（Public Private Partnership）による民間投資活用を促すことが有効ではないか。このとき、国から地方自治体への補助スキームにおいてインセンティブ付けが有効ではないか。

## ■ 民活型の複合型学校施設（イメージ）

シント＝トロイデンCEO立石委員資料抜粋

近隣エリア内の複数校

○×△町  
3校が徒歩圏内

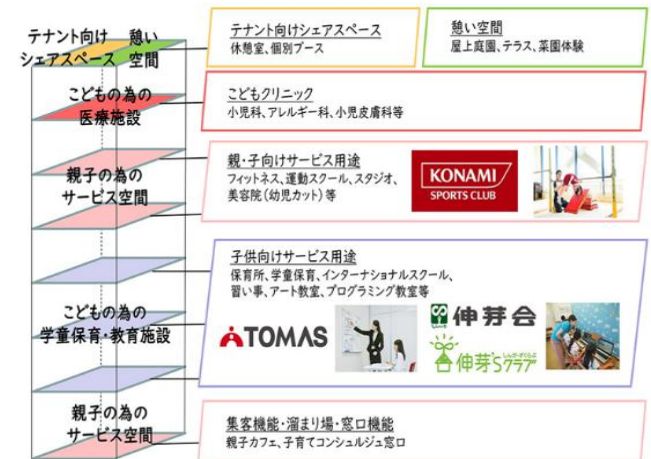
	A校 インドアスポーツ 特化校		B校 フィールドスポーツ 特化校		C校 教育特化校	
	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後
校舎	○	○	○	○	○	○
体育館	○	○	○	×	○	×
校庭	○	×	○	○	○	×
プール	○	○	○	×	○	×
飲食施設※1	×	○	×	○	×	○
その他施設※2	×	○	×	○	×	○
一部敷地の売却※3	×	・校庭	×	・体育館 ・プール	×	・体育館 ・校庭 ・プール

※1 カフェ、レストラン

※2 ダンス、ヨガ、ジム、治療院、ATM、コンビニ等

※3 駅近など土地の相場が高いエリアの学校は、校庭や体育館などを計画的に売却し、校舎だけを残す教育特化型校にする等の工夫も可能

## ■ 総合放課後サービス（イメージ）



コナミスポーツ株式会社×ヒューリック株式会社×株式会社リソー教育  
の業務提携による子ども向けワンストップサービスイメージ

# 提言5：「スポーツ機会保障」を支える、資金循環の創出

- 「学校部活動の地域移行」が本格化し、「サービス業としての地域スポーツクラブ」がその受け皿を担い、スポーツ環境のクオリティが向上する場合、受益者負担の増加は不可避。これが「世帯収入格差による子どものスポーツ機会格差」につながらないようにすることが必要。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）が進む世界のスポーツ産業構造を前提に、「日本のトップスポーツクラブのDX時代の成長モデル構築」と「サービス業としての地域スポーツクラブ」の成長の好循環づくりが必要。①totoの更なる収益力向上（インプレイ予想の導入等）、②欧米のスポーツDXとベッティング市場の効果に鑑みた、コンテンツ産業化・データ産業化への打ち手の検討が必要。
- 日本のトップスポーツを、「助成される対象」から「社会の様々な公益を支えるサービス産業」に。

## トップスポーツクラブの成長 —DX時代のビジネスモデル構築—

世界中から稼いだ資金の流入  
アスリートのセカンドキャリア形成

自分のドリームチームを競わせる「ファンタジー・スポーツ」 (※1)

試合日以外も稼ぎを生みだせるスタジアム・アリーナ (※2)

Watch & Bet (※3)

欧米のスポーツDXとベッティング市場の効果

## 「サービス業としての地域スポーツクラブ」の成長

- 
- 会費収入、施設の指定管理、業務委託
  - オンライン・オフライン融合のパーソナルトレーニングやケア
  - カフェ・レストラン、生涯学習サービス等の運営
  - トップスポーツクラブからの資金・人材の環流 等

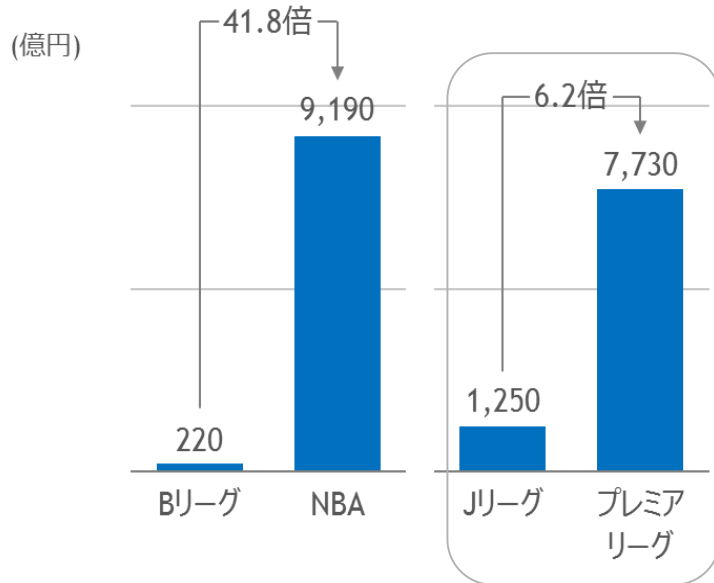
分厚い地元ファンの形成  
次世代アスリート育成の裾野拡大



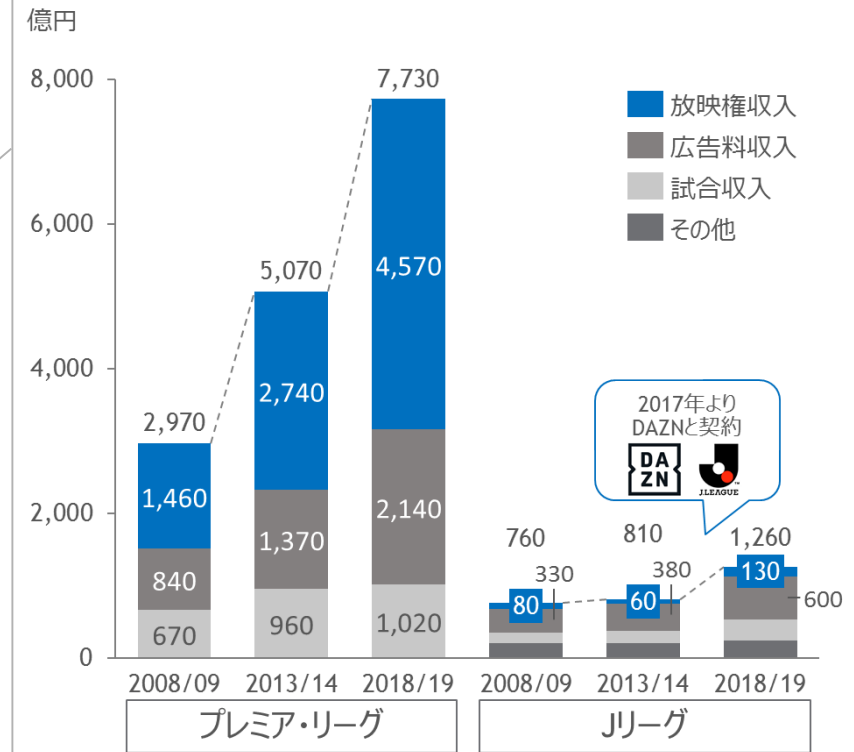
# (参考) DX社会・ボーダレス経済に対応した「スポーツ産業の資金循環」①

- ✓ 日本のプロスポーツの市場規模は欧州に比べて圧倒的に小さい。たとえば、欧州プロサッカーの売上高の内訳を見ると、**大きく伸びているのは（リーグ全体では）放映権と広告料の収入**（ただし、個別のクラブの収益構造はそれぞれ異なる）。
- ✓ 背景には、有料専門チャンネルのスマホ配信など、**DX（デジタル・トランスフォーメーション）**による、**国境を越えたスポーツ・コンテンツビジネスの拡大**がある。

<プロスポーツリーグの営業利益比較（2018-19）>（※1）



<リーグ所属クラブの営業利益推移（内訳）>（※2）



（※1）Bリーグ「クラブ決算概要 発表資料」[https://www.bleague.jp/files/user/about/pdf/club\\_financial\\_settlement\\_2018.pdf](https://www.bleague.jp/files/user/about/pdf/club_financial_settlement_2018.pdf)、NBA Statistics (Forbes)、Jリーグ「クラブ経営情報開示」[https://www.jleague.jp/docs/aboutj/club-h30kaiji\\_4.pdf](https://www.jleague.jp/docs/aboutj/club-h30kaiji_4.pdf)、プレミアリーグ Statistics (「Annual Review of Football Finance 2020」Chart 7)、<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/uk/Documents/sports-business-group/deloitte-uk-annual-review-of-football-finance-2020.pdf>、から1ドル=110円、1ポンド=147円で計算。

（※2）リーグ所属クラブの売上高の合計額を比較 Source: Jリーグ「2018年度クラブ経営情報開示」; Statista; Deloitte; sportspromedia; CNBC; hollywoodreporter; The Guardian

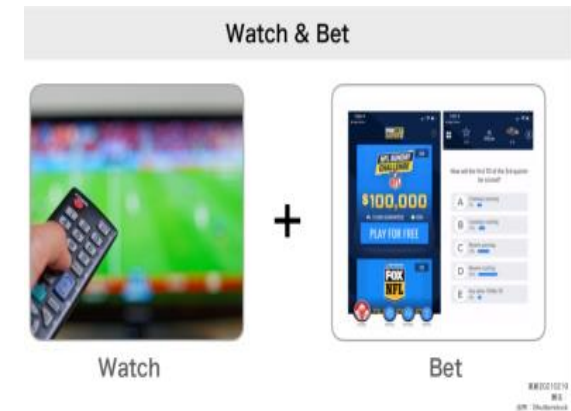
# (参考) DX社会・ボーダレス経済に対応した「スポーツ産業の資金循環」②

- ✓ 英国をはじめ、欧州・米国・豪州など合法的なスポーツ・ベッティング市場を有する国を中心にして、世界のスポーツ界ではDX（デジタル・トランスフォーメーション）による国境を越えたボーダレスなビジネスモデルが加速。
- ✓ 国内外のチームから提供される選手のスタッツ（パフォーマンスデータ）をスマートフォン上で確認し、試合結果や試合中に起こる様々な事象を考えて予測を楽しみ、実際に試合会場に足を運んだり、配信される試合映像コンテンツを見るなど、スポーツの楽しみ方が深化。
- ✓ グローバルな放映権収入の急増や、データ提供・肖像権利用許可を通じて、海外のトップスポーツのクラブ・リーグの稼ぐ力はさらに向上。

## <ベッティングを通じたスポーツ産業の循環例（データ）>



## <ウォッチ・アンド・ベット イメージ>



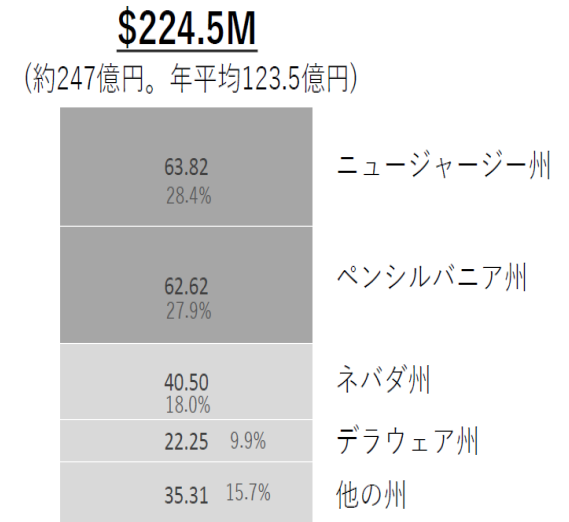
# (参考) DX社会・ボーダレス経済に対応した「スポーツ産業の資金循環」③

- ✓ イギリスで古くから実施されてきたスポーツベッティングだが、DXとボーダレス経済の加速に伴い、また違法市場排除と税収増などの意図も加わり、**欧州各国・米国では、スポーツベッティングの解禁や民間開放の動きが広がり**を見せている。
- ✓ 米国でも、2018年の連邦最高裁判決を受けて、各州で次々にスポーツベッティングの合法化が進んでおり（26州で合法化済。20州で合法化計画中）、それによる**税収は約2年間で200億円以上**にのぼり、今後増収が見込まれている。

## <GDP上位10カ国 + 韓国のスポーツ・ベッティングへの民間参入の合法化状況>

国	ステータス	詳細
イギリス	合法	1961年にbookmakerが政府公認に
イタリア		2006年より民間開放 (以前はオリンピック委員会のみ許可)
フランス		2010年より民間開放 (以前は国有企業が独占)
ドイツ		2012年より民間開放(以前は州傘下企業が独占)
アメリカ		2018年より州ごとの合法化が可能に
ブラジル	検討中	2021年6月頃合法化予定
カナダ		2020年11月に刑法特例の原案を公表、現在審議中
インド	違法	公営競技、宝くじ以外は違法 (一部の州のみ合法)
中国		公営宝くじ以外は違法 (香港とマカオでのみ合法)
韓国		公営競技、宝くじ以外は違法 (一部施設では合法)
日本		公営競技、宝くじ、パチンコ以外は違法

## <米国での合法化後の税収内訳>



1. オンライン上のスポーツベッティングが解禁されたのは2005年 2. 2012年以前は州ごとに判断が行われていたが、2012年に全体かつオンライン上が合法化された  
 3. 競馬協会から競馬保護の文言を織り込むよう指摘され、修正を行っている。4. 違法スポーツベッティングが巨大な市場を形成しており、  
 2018年にインド法制委員会より合法化の意見書が挙がっている  
 Source: Legal Sports Betting; DATA BRIDGE; IBIS World; インド新聞; IRG; 小林先生ご提供資料

(出所) BCG作成、第6回研究会ミクシイ木村様発表資料抜粋

## (参考) 自民党スポーツ立国調査会・スポーツビジネス小委員会の提言 (2021年5月)

欧米のスポーツ産業では、DX化されたスポーツベッティングがスポーツコンテンツの価値を増し、スポーツ産業の拡大に寄与している。(略) 英国では、市場の9割以上をオンラインベッティングが占め、(略) 税金は年間900億円にも及ぶという。

我が国でも、DX化されたスポーツベッティング市場がスポーツ産業に与えているインパクト、スポーツ界に与える影響、及びスポーツベッティングをめぐる文化的・社会的背景などの外縁について理解を深め、その活用の可能性について検討することも有益と思われる。

その際スポーツベッティングはDXの範囲で行われるため、地域におけるDXデバイドの解消やDX弱者の支援に収益の一部を活用することを含めて考えるべきである。この点を含め、我が国スポーツ産業が収益をあげ、それがすべての人に向けたスポーツ機会の保証につながるスポーツ産業の資金循環システムをいかに強化するか、スポーツ団体におけるガバナンスの確保と経営力強化とともにスポーツ庁と経済産業省を中心に政府をあげて検討すべきである。

## Appendix : 委員名簿

# 委員・オブザーバー名簿

委員	議長 間野 義之	早稲田大学スポーツビジネス研究所 所長
	有坂 順一	コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長
	池田めぐみ	公益財団法人山形県スポーツ協会 スポーツ指導員
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役社長
	伊藤 清隆	リーフラス株式会社 代表取締役社長
	桂田 隆行	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長
	清宮 克幸	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 副会長
		一般社団法人アザレアスポーツクラブ 代表理事
	榊原 孝彦	NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ マネージングダイレクター
	島田 慎二	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 理事長（チェアマン）
	立石 敬之	シント＝トロイデンVV NV CEO(取締役社長)
		公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事、アビスパ福岡 顧問
	為末 大	株式会社Deportare Partners 代表取締役CEO
	二宮 清純	株式会社スポーツコミュニケーションズ 代表取締役
中国5県プロスポーツネットワーク 統括マネージャー		
諸橋 寛子	一般財団法人UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事	
オブザーバー	泉 正文	日本スポーツ協会 副会長 兼 専務理事
	勝田 隆	日本スポーツ振興センター 理事
	文部科学省・スポーツ庁	
	経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課	

事務局：経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課  
BCGボストンコンサルティンググループ

# ゲストスピーカー名簿

第6回研究会	木村 弘毅	株式会社ミクシィ 代表取締役社長
	川崎 大	住友商事株式会社 デジタルソリューション事業第一部 部長代理
第7回研究会	朝倉 博美	日本スポーツ振興センター 学校安全部長
	平地 大樹	プラスクラス・スポーツ・インキュベーション株式会社 代表取締役
	太田垣 大将	東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部次長兼文教公務室長
	海鋒 勇司	東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部文教公務室
第8回研究会	竹下 雄真	株式会社デポルターレ・テクノロジーズ 代表取締役CEO
	山羽 教文	株式会社STEAM Sports Laboratory 代表取締役
	中島 さち子	株式会社STEAM Sports Laboratory 取締役
第9回研究会	日野田 昌士	聖学院中学校・高等学校 総務総括部長（教頭）
	玉城 貴志	沖縄県うるま市企画部企画政策課 政策調整係長
第10回研究会	今井 峻介	認定 NPO 法人フローレンス こども宅食事業部 マネージャー